

令和8年8月26日

お客さま各位

豊橋信用金庫

各種預金規定の一部改正について

平素は、豊橋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、今般「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みにあたり、2026年9月30日を手形・小切手の振出期限として設定させていただくと共に、同日をもって、他行を支払人または支払場所とする手形・小切手等の預金入金扱いの受付を終了とさせていただきます。

つきましては、これに伴い関連する下記の預金規定の一部改正しますのでお知らせいたします。

記

1. 改正日

2026年9月30日（水）

2. 改正する預金規定

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ・当座勘定規定（一般用） | ・通知預金規定 |
| ・当座勘定規定（専用約束手形口用） | ・定期預金共通規定 |
| ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 | ・定期積金（スーパー積金）規定 |
| ・貯蓄預金規定（個人限定） | ・代金取立規定 |
| ・納税準備預金規定 | |

3. 主な改正内容

- (1) 手形・小切手の振出期限の設定
- (2) 他行を支払人または支払場所とする手形・小切手等の預金入金扱いの受付を終了

4. 改正内容

別紙「新旧対照表」の通り、一部改正を行います。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

豊橋信用金庫 営業企画部 TEL : 0532-57-7109

新旧対照表

(下線部分が変更点)

変更後	変更前
【当座勘定規定（一般用）】 1.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手、ならびに利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券は受入れません。</u> (2)～(4) <略> 2. ～6. <略> 7.（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座預金から支払いません。</u> (2)～(4) <略> 8.（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u>	【当座勘定規定（一般用）】 1.（当座勘定への受け入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>(追加)</u> (2)～(4) <略> 2. ～6. <略> 7.（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u> (2)～(4) <略> 8.（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u>

変更後	変更前
(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 (3)～(6) <略> 9. ～17. <略> 18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>(削除)</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) <略> 19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) <略>	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>(追加)</u>を確認してください。 (3)～(6) <略> 9. ～17. <略> 18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u> (2) <略> 19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (2) <略>

変更後	変更前
20. ～32. <略> 33. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより</u>、変更できるものとします。 (2) <略> 小切手用法 1. <略> 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。(削除) 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご了承おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座預金から支払いません。</u> 3. ～7. <略> 約束手形用法 1. ～2. <略> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、(削除) 記入してください。 3. ～7. <略> 為替手形用法 1. ～3. <略> 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、(削除) 記入してください。	20. ～32. <略> 33. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより</u>、変更できるものとします。 (2) <略> 小切手用法 1. <略> 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご了承おきください。<u>(追加)</u> 3. ～7. <略> 約束手形用法 1. ～2. <略> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 3. ～7. <略> 為替手形用法 1. ～3. <略> 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。

変更後	変更前
たものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (3) (削除) (4) (削除) <u>(3)</u> 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(4)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 9. (手数料) (削除) <u>9.</u> (支払の範囲) (1)～(2) <略> <u>10.</u> (支払の選択) <略> <u>11.</u> (印鑑等の提出) (1)～(2) <略> <u>12.</u> (届出事項の変更)	たものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 <u>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>(5)</u> 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 <u>9. (手数料)</u> <u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。</u> <u>10.</u> (支払の範囲) (1)～(2) <略> <u>11.</u> (支払の選択) <略> <u>12.</u> (印鑑等の提出) (1)～(2) <略> <u>13.</u> (届出事項の変更)

変更後	変更前
(1)～(3) <略> <u>13.</u> (成年後見人等の届出) (1)～(5) <略> <u>14.</u> (印鑑照合等) (1)～(3) <略> <u>15.</u> (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を <u>(削除)</u> 記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) <略> <u>16.</u> (自己取引手形等の取扱い) (1)～(2) <略> <u>17.</u> (利息) <略> <u>18.</u> (残高の報告) <略> <u>19.</u> (譲渡、質入れの禁止) <略> <u>20.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) <略>	(1)～(3) <略> <u>14.</u> (成年後見人等の届出) (1)～(5) <略> <u>15.</u> (印鑑照合等) (1)～(3) <略> <u>16.</u> (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (2) <略> <u>17.</u> (自己取引手形等の取扱い) (1)～(2) <略> <u>18.</u> (利息) <略> <u>19.</u> (残高の報告) <略> <u>20.</u> (譲渡、質入れの禁止) <略> <u>21.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) <略>

変更後	変更前
<u>21.</u>（取引の制限等） (1)～(5) <略> <u>22.</u>（解約） (1)～(7) <略> <u>23.</u>（取引終了後の処理） (1)～(2) <略> <u>24.</u>（手形交換所規則による取扱い） (1)～(3) <略> <u>25.</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺） (1)～(5) <略> <u>26.</u>（休眠預金等活用法に係る異動事由） (1)～(3) <略> <u>27.</u>（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1)～(2) <略> <u>28.</u>（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1)～(5) <略> <u>29.</u>（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <略> 約束手形用法	<u>22.</u>（取引の制限等） (1)～(5) <略> <u>23.</u>（解約） (1)～(7) <略> <u>24.</u>（取引終了後の処理） (1)～(2) <略> <u>25.</u>（手形交換所規則による取扱い） (1)～(3) <略> <u>26.</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺） (1)～(5) <略> <u>27.</u>（休眠預金等活用法に係る異動事由） (1)～(3) <略> <u>28.</u>（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1)～(2) <略> <u>29.</u>（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1)～(5) <略> <u>30.</u>（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) <略> 約束手形用法

変更後	変更前
1. ～2. <略> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、(削除) 記入してください。 3. ～7. <略> 以上	1. ～2. <略> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ 記入してください。 3. ～7. <略> 以上
【普通預金（無利息型普通預金を含む）規定】 1. <略> 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降は、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手、ならびに利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券は受入れません。</u> (2)～(5) <略> 3. ～20. <略> 21. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <略> 以上	【普通預金（無利息型普通預金を含む）規定】 1. <略> 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u> (2)～(5) <略> 3. ～20. <略> 21. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) <略> 以上

変更後	変更前
【貯蓄預金規定（個人限定）】 1. <略> 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降は、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手、ならびに利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券は受入れません。</u> （2）～（5） <略> 3. ～21. <略> 2 2.（規定の変更） （1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、</u>変更できるものとします。 （2） <略> 以上	【貯蓄預金規定（個人限定）】 1. <略> 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>（追加）</u> （2）～（5） <略> 3. ～21. <略> 2 2.（規定の変更） （1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより、</u>変更できるものとします。 （2） <略> 以上
【納税準備預金規定】 1. <略> 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降は、他の金融機</u>	【納税準備預金規定】 1. <略> 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>（追加）</u>

変更後	変更前
<u>関を支払人および支払場所とする手形または小切手、ならびに利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券は受入れません。</u> (2)～(5) <略> 3. ～21. <略> 22. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより</u>、変更できるものとします。 (2) <略> 以上	(2)～(5) <略> 3. ～21. <略> 22. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより</u>、変更できるものとします。 (2) <略> 以上
【通知預金規定】 1. <略> 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手、ならびに利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券は受入れません。</u> (2) <略> 3. ～15. <略> 16. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他	【通知預金規定】 1. <略> 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (2) <略> 3. ～15. <略> 16. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他

変更後	変更前
相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、</u>変更できるものとします。 (2) <略> 以上	相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより、</u>変更できるものとします。 (2) <略> 以上
【定期預金共通規定】 1. ～4. <略> 5. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手、ならびに利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券は受入れません。</u> (2) <略> 6. ～17. <略> 18. (規定の変更) (1) この規定および第1条第1項に定める預金の規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、</u>変更できるものとします。 (2) <略> 以上	【定期預金共通規定】 1. ～4. <略> 5. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (2) <略> 6. ～17. <略> 18. (規定の変更) (1) この規定および第1条第1項に定める預金の規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより、</u>変更できるものとします。 (2) <略> 以上
【定期積金（スーパー積金）規定】	【定期積金（スーパー積金）規定】

変更後	変更前
1. <略> 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手、ならびに利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券は受入れません。</u> (2) <略> 3. ～19. <略> 20. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <略> 以上	1. <略> 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (2) <略> 3. ～19. <略> 20. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) <略> 以上
【代金取立規定】 1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>	【代金取立規定】 1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>(追加)</u>

変更後	変更前
2. ～10. <略> 11. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより</u>、変更できるものとします。 (2) <略> 以上	2. ～10. <略> 11. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより</u>、変更できるものとします。 (2) <略> 以上